

議案第三十八号

交通事故による損害賠償額の決定について

次のとおり交通事故による損害賠償額を決定することについて、地方自治法（昭和二十二法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十八年三月十五日

三朝町長 坂出雅己

昭和四十八年三月十九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎



一 事故発生日 昭和四十七年七月三十日

二 事故発生の場所 東伯郡三朝町大字牧七十二番地先国道一七九号線

三 加害者 三朝町大字小河内 遠藤 治

四 被害者 三朝町大字本泉 小林 雅信

三朝町大字赤松 中田 美佐子

五 損害賠償額 金 壹百拾八萬七千七百六拾円